

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

旭化成建材株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(50,785)	(負 債 の 部)	(21,348)
流 動 資 産	30,217	流 動 負 債	13,228
現 金 及 び 預 金	2	買 掛 金	4,820
受 取 手 形	1,182	リ ー ス 債 務	6
売 掛 金	11,700	未 払 金	4,280
契 約 資 産	39	未 払 費 用	3,931
製 品 及 び 商 品	2,225	未 払 住 民 税 及 び 事 業 税	156
仕 掛 品	799	そ の 他	36
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,961		
前 払 費 用	187		
未 収 入 金	409		
短 期 貸 付 金	11,585		
そ の 他	129		
貸 倒 引 当 金	△ 1		
固 定 資 産	20,568	固 定 負 債	8,120
有 形 固 定 資 産	16,527	リ ー ス 債 務	5
建 物	5,519	退 職 給 付 引 当 金	6,406
構 築 物	2,517	預 り 保 証 金	1,692
機 械 及 び 装 置	6,918	そ の 他	16
車 両 及 び 運 搬 具	238		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	465	(純 資 産 の 部)	(29,437)
リ ー ス 資 産	4	株 主 資 本	29,269
建 設 仮 勘 定	866	資 本 金	3,000
無 形 固 定 資 産	1,001	資 本 剰 余 金	11,288
ソ フ ト ウ ェ ア	551	資 本 準 備 金	11,288
リ ー ス 資 産	6		
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	410	利 益 剰 余 金	14,981
そ の 他	33	利 益 準 備 金	26
投 資 そ の 他 の 資 産	3,040	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,955
投 資 有 価 証 券	501	繰 越 利 益 剰 余 金	14,955
関 係 会 社 株 式	289		
長 期 前 払 費 用	7		
繰 延 税 金 資 産	2,173	評 価 ・ 換 算 差 額 等	168
そ の 他	71	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	168
資 産 合 計	50,785	負 債 ・ 純 資 産 合 計	50,785

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

(第46期)

損 益 計 算 書

2021年4月 1日から
2022年3月31日まで

旭化成建材株式会社

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		56,937
売 上 原 価		41,868
売 上 総 利 益		15,070
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,868
営 業 利 益		2,202
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	33	
貸 与 施 設 収 入	1	
保 険 収 入	92	
雑 収 益	73	199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88	
雑 損 失	91	178
経 常 利 益		2,222
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	213	
引 当 金 戻 入 益	128	
そ の 他	0	342
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	144	
そ の 他	2	146
税 引 前 当 期 純 利 益		2,418
法人税、住民税及び事業税	611	
法 人 税 等 調 整 額	143	753
当 期 純 利 益		1,665

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

(第46期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……総平均法による原価法、但し仕掛品のうち工事関係については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

……その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、建築資材の製造・販売並びに、工事の設計、監理及び請負を主な事業としている。

製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識している。ただし、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売については、出荷時点で収益を認識している。

工事の請負については、一定期間にわたり履行義務が充足される契約について、期間がごく短い工事等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出している。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した著しい減額が生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、契約における対価は、支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。ただし、製品の販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である国内販売については、出荷時点で収益を認識している。

当該会計基準等の適用により、工事契約に関して、従来は工事完成基準を適用していたが、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更している。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出している。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期首利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。

この結果、当事業年度の売上高は80百万円、売上原価は26百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ54百万円増加している。また、繰越利益剰余金の当期首残高は30百万円増加している。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

これにより、計算書類に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

退職給付関係

退職給付引当金の貸借対照表計上額6,406百万円

当社は、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。退職給付費用及び退職給付引当金は、数理計算上で設定される割引率、年金資産の長期期待運用収益率、死亡率等の基礎率に基づき算出している。割引率は、デュレーションアプローチによって算出し、期待運用収益率については年金資産の過去の運用実績等に基づいて決定している。

退職給付費用及び負債の算定における基礎率が実際と異なる場合、または基礎率を変更した場合、翌事業年度の貸借対照表において、退職給付引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 102,585百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権 | 11,637百万円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債務 | 4,420百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売上高	540百万円
仕入高	4,353百万円
(2) 営業取引以外の取引高	24百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 3,000,000株
2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2021年6月15日開催の株主総会において、次のとおり決議している。
普通株式の配当に関する事項
 (イ) 配当金の総額 1,137百万円
 (ロ) 1株当たり配当額 379.00円
 (ハ) 基準日 2021年3月31日
 (ニ) 効力発生日 2021年6月30日
3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2022年6月21日開催の株主総会において、次のとおり決議を予定している。
普通株式の配当に関する事項
 (イ) 配当金の総額 866百万円
 (ロ) 配当の原資 利益剰余金
 (ハ) 1株当たり配当額 288.67円
 (ニ) 基準日 2022年3月31日
 (ホ) 効力発生日 2022年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	(単位：百万円)
退職給付引当金繰入超過額	1,947
未払賞与損金算入限度超過額	233
未払事業税	40
杭工事関連損失引当	34
未払社会保険料	33
その他	191
繰延税金資産 小計	2,478
評価性引当額	△ 119
繰延税金資産 合計	2,359
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△ 114
その他有価証券評価差額金	△ 72
その他	△ 1
繰延税金負債 合計	△ 186
繰延税金資産（負債）の純額	2,173

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な運転資金については、当社グループの親会社である旭化成株式会社から調達している。余剰資金については、当社グループの親会社である旭化成株式会社に貸付を行っている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。

なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収入金、短期貸付金、買掛金、未払金、並びに未払住民税及び事業税は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略している。

(百万円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	429	429	—
(2) 預り保証金	(1, 692)	(1, 692)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっている。

(2) 預り保証金

預り保証金の時価については、預り期間が見積もれる場合はその期間で割引計算を行っている。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額72百万円)は、市場価格がないため「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 関係会社株式(貸借対照表計上額289百万円)は、市場価格がないため注記していない。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 名	当 該 株 式 会 社 の 議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	科 目	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
			役 員 の 任 兼 等	事 実 上 の 関 係					
親会社	旭化成㈱	被所有 直接 100%	—	—	資金貸付 (※1)	—	△ 1,097	短期貸付金	11,585
					利息の受取 (※1)	受取利息	10	—	—

2. 兄弟会社等

種 類	会 社 名	当 該 株 式 会 社 の 議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	科 目	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
			役 員 の 任 兼 等	事 実 上 の 関 係					
親会社の子会社	旭化成ホームズ㈱	—	役員 2名	当社 取引先	商品の販売 (※2)	売上高	12,186	売掛金	1,159
	旭化成アドバンス㈱	—	—	当社 取引先	商品の販売 (※2)	売上高	6,615	売掛金	3,009

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 グループファイナンスにおける貸付金利は、個別契約ごとに市場金利を勘案して決定している。

なお、資金貸付の金額は、期首の貸付金残高と期末の貸付金残高との差額である。

※2 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定している。

(一株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 9,812円43銭

1株当たり当期純利益金額 555円02銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

(資産除去債務に関する注記)

当社は、親会社である旭化成株式会社と「土地賃貸借契約書」を締結しており、当社所有の製造設備により軽量気泡コンクリート、高機能断熱材などの製品を製造している。当社は、当該土地賃貸借契約書に基づき、契約終了時における原状回復義務を有している。

しかし、当該土地は、2003年10月に親会社である同社が分社・持株会社制へ移行し建材事業を当社が譲り受けたことに伴い、同社グループの中核事業を当社が担うために同社より賃借したものである。

従って、同社より賃借している土地で営んでいる各事業の継続及び撤退の判断については、当社の意思決定に加えて同社グループの総合的な判断も考慮して行われることから、資産除去債務の履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難である。

また、除去費用については、当該土地賃貸借契約に基づき、契約終了時の当該事業の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて同社と協議の上、原状回復義務を履行することとなるため、当社の負担する除去の金額及びその発生確率を見積もることは困難である。

したがって、当該資産除去債務については決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積が困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上していない。

(その他の注記)

杭工事に関する訴訟の件

三井不動産レジデンシャル株式会社は、2017年11月28日に、当社が二次下請として施工した横浜市所在のマンション(以下、「本件マンション」)の杭工事において、一部不具合が懸念されることにより本件マンションの建て替え費用等を負担したとして、本件マンション施工会社である三井住友建設株式会社、一次下請会社である株式会社日立ハイテク及び当社の3社に対して不法行為等に基づき約459億円(その後三井不動産レジデンシャル株式会社は訴額を約510億円に変更)の損害賠償を請求する訴訟(以下、「一次訴訟」)を東京地方裁判所に提起した。当社は、三井不動産レジデンシャル株式会社の請求には根拠がないと考えており、一次訴訟においてその考えを主張していく。

なお、一次訴訟に関連して、三井住友建設株式会社が、一次訴訟において損害賠償責任を負担した場合に被る同社の損害を株式会社日立ハイテク及び当社に対して請求するための訴訟(以下、「二次訴訟」)を2018年4月27日に提起した。当社に対する二次訴訟の訴状送達の日は、2018年5月14日である。当社は、三井住友建設株式会社の請求には根拠がないと考えており、二次訴訟においてもその考えを主張していく。

また、一次訴訟及び二次訴訟に関連して、株式会社日立ハイテクが、一次訴訟又は二次訴訟において損害賠償責任を負担した場合に被る同社の損害を当社に対して請求するための訴訟(以下、「三次訴訟」)を2018年5月25日に提起した。当社は、株式会社日立ハイテクの請求には根拠がないと考えており、三次訴訟においてもその考えを主張していく。